

## 当院の予約料制度について

当院での診療枠改変と予約料制度は、「完全予約制」により診療の適切な時間を確保しつつ、当面一人となる医師が、できるだけ予約のご希望に対応できるよう、経営責任者である院長が導入した制度です。待ち時間を増大させる不要不急の当日受診、および他の方が受診できる機会を失う当日になっての予約取り消し・無受診をできるだけ少なくしたいと思います。また、土曜日など、多くの方が受診をご希望になる曜日や時間帯では、「通常再診予約」に加えて、診療開始をお待ちいただく前提での「待機再診予約」枠を設け、できるだけ多くの方にご受診いただけるよう配慮いたします。

新しい制度の導入にて、できるだけ待ち時間を短く診療を行うことは、我々には大きなチャレンジであります。当院が末永く良識ある診療をできるよう、皆様によるご理解とご協力をいただくことが、何よりも日々の診療への励みになります。

下記、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」の実施上の留意事項について（平成22年3月26日厚生労働省保険局医療課長発）における「予約に基づく診察に関する事項」に則した当院の予約料制度について説明いたします。

(1) 予約診察による特別の料金の徴収に当たっては、それぞれの患者が予約した時刻に診療を適切に受けられるような体制が確保されていることが必要であり、予約時間から一定時間(30分程度)以上患者を待たせた場合は、予約料の徴収は認められないものであること。

- 「通常再診予約」枠においては、予約枠15分に1件のご予約をいただけます。但し、診療の必要上、医師が複数の患者への診療を並行して行う場合があります。
- 「通常再診予約」枠が定員満員で、同じ時間でのご受診をご希望の場合、診療の開始待ちをご了承の上での「待機再診予約」を、診療業務に支障が無い限りお受けいたします。
- 近畿厚生局の指導により、「初回診察」、「通常再診予約」「待機再診

予約」とともに同額の予約料を設定させていただきます。

- 「通常予約」および「待機予約」とともに、診療枠の終わりから30分以内（午前10:00-10:15の予約枠では午前10:45まで）に診療を開始できない場合には、予約料の徴収はいたしません。
- 「予約料」は厚労省規定により、消費税を加算の上、自費項目として徴収いたします（入院時の差額ベッド料と同様）。
- ご予約当日の予約取り消しまたは受診されない場合には、次回来院の際に、未収予約料として追加徴収させていただきます。
- 制度の公平な運用を図る為、正当な理由なく、予約料のお支払いが滞る場合には、院長の権限にてご受診を制限させていただきます。

(2) 予約料を徴収しない時間を診療科ごとに少なくとも延べ外来診療時間の2割程度確保するものとする。なお、この時間帯の確保に当たっては、各診療科における各医師の同一診療時間帯に、予約患者とそうでない患者を混在させる方法によっても差し支えないものとする。

- 毎日の診療枠内に予約料を徴収しない時間を設定しています。同じ時間帯に、予約料のある患者がおられる場合があります。
- 体外受精などの自費診療枠、保険診療での医師の指示による血液検査や注射の予約でも「予約料」は徴収いたします。
- 医師が並行して複数の診療を行う場合でも、個々の待ち時間が増えないよう公平に配慮することを、ご了解ください。

(3) 予約患者でない患者についても、概ね2時間以上待たせることのないよう、適宜診察を行うものとする。

- 当院では来院から帰宅までの平均在院時間を90分以内とすることを目標とします。但し、混雑時に待ち時間を承知で「待機再診予約」を自主的に選択される場合は、診療開始の時間を約束

することはできません。

- 仕事などで通院の制限がある中で、努力して治療を続けられる方々も多くいらっしゃいます。休日である土曜日等にご予約が集中することは避けられません。皆様方へは、同じ境遇の方々への寛容と気配りをいただくことをお願いします。
- 混雑の少ない時間帯での予約や、来院の必要がない「遠隔診療」による受診をご検討ください。

(4) 予約患者については、予約診察として特別の料金を徴収するのにふさわしい診療時間(10分程度以上)の確保に努めるものとし、医師1人につき1日に診察する予約患者の数は概ね40人を限度とすること。

- 皆様の貴重な受診時間を最大限に利用できるよう、十分な診察時間を確保しつつ、効率良い診療の運営へご協力をお願いします。
- 診療時間とは、医師との面接、診察の時間だけでなく、医師の指示による看護師等による処置や説明、メディア等による説明の時間も含まれます。可能な限り、当院が行う診療の内容がご理解いただける様に努力いたします。

(5) 上記の趣旨を患者に適切に情報提供する観点から、当該事項について院内に患者にとってわかりやすく掲示するとともに、病院の受付窓口の区分、予約でない患者に対する受付窓口での説明、予約患者でない患者への番号札の配布等、各保険医療機関に応じた方法により、予約患者とそうでない患者のそれぞれについて、当該取扱いが理解されるよう配慮するものとする。

(6) 予約料の徴収は、患者の自主的な選択に基づく予約診察についてのみ認

められるものであり、病院側の一方的な都合による徴収は認められないものであること。

- 本説明を、初回受診時、院内待合室、およびHP上で掲示いたします。当院は従来から「完全予約制」による診療を行い、ご予約の無いご受診は遠慮いただいております。

(7) 予約料の額は、社会的に見て妥当適切なものでなければならないこと。

(8) 特別の料金等の内容を定め又は変更しようとする場合は、別紙様式3により地方厚生(支)局長にその都度報告するものとする。

(9) 専ら予約患者の診察に当たる医師がいても差し支えないものとする。

- 当院は、当規則に基づく「予約料」制度の導入および金額を、近畿厚生局へ届出し、認可いただいております。
- 上記制度および予約料は、厚生労働省の指導ならびに医院の運営状況により適宜、変更される場合があります。

その他、ご通院についての「当院での受診規定」内容をご遵守ください。

当制度についてのご意見およびご質問は、受付事務院・看護職員ではなく、医院の総責任者である小職、朝倉へお伝えください。内容を良く検討し、医院として対応を検討いたします。

以上、宜しくお願いします。

2017年4月吉日

医療法人愛生会扇町ARTレディースクリニック  
院長 朝倉寛之